

社会福祉法人 織船会 役員等の報酬規程

別表①

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人織船会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬の職務執行の対価として受けるものである。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬 (別紙第1に定める額)
- (2) 非常勤の役員 報酬 (別紙第2に定める額)
- (3) 評議員 報酬 (別紙第3に定める額)
- (4) 理事及び監事の報酬総額 (別紙第4に定める額)

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給は、毎月12日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）に支給する。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人及び事業所の運営業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年12月1日より改定する。

この規程は、平成30年7月1日より改定する。

この規程は、令和2年7月1日より改定する。

この規程は、令和2年11月1日より改定する。

別表第1 (常勤の理事 報酬)

名 称	報 酬	費 用
理事長業務報酬	月額 466,000 円	無し
業務執行理事業務報酬	月額 600,000 円	無し

別表第2 (非常勤の役員 報酬)

名 称	報 酬	費 用
理事会等会議への出席	日額 6,000 円	無し
監事監査等への出席	日額 6,000 円	無し
上記以外の会議等への出席	日額 6,000 円	無し
上記の他、法人・施設業務のための出勤(4時間以内)	日額 6,000 円	無し
上記の他、法人・施設業務のための出勤(4時間以上)	日額 10,000 円	無し
同一日に開催される二つ以上の会議等に参加した場合は、1回の報酬とする。		

別表第3 (評議員 報酬)

名 称	報 酬	費 用
評議員会等会議への出席	日額 6,000 円	無し
上記以外の会議等への出席	日額 6,000 円	無し
上記の他、法人・施設業務のための出勤(4時間以内)	日額 6,000 円	無し
上記の他、法人・施設業務のための出勤(4時間以上)	日額 10,000 円	無し
同一日に開催される二つ以上の会議等に参加した場合は、1回の報酬とする。		

別表第4 (理事及び監事の報酬総額)

名 称	報 酬	費 用
理事及び監事の報酬総額(年間上限額)	26,500,000 円	無し